鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務の受託候補者を選定するため、提案書等の提出を求める

令和８年１１月１６日

鈴鹿亀山地区広域連合長　末松　則子

１　業務の概要

（１）　業務名

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務

（２）　業務内容

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務仕様書のとおり

（３）　履行期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（４）　委託料の上限額

令和９年度及び令和１０年度の合計額：２４２，５２８千円

（内訳）令和９年度の見積限度額：１２１，２６４千円

令和１０年度の見積限度額：１２１，２６４千円

なお、この上限額は、消費税及び地方消費税を含む額であり、契約（予定）金額を示すものではない。

２　受託候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

３　参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２３条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）の提供を現に行っていない者で、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないものであること。

（２）　鈴鹿市内に事務所を設置し、又は令和９年４月１日前に設置予定であること。

（３）　鈴鹿市、亀山市及び近隣市内を実施場所として、法第２７条第２項、第２８

条第４項、第２９条第２項、第３０条第２項、第３１条第２項、第３２条第２項、第３３条第４項、第３３条の２第２項、第３３条の３第２項及び第３４条第２項の規定に基づく、認定調査を実施できること。

（４） 三重県指定市町村事務受託法人として認可され、又は令和９年３月末までに認可されること。

（５） 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第１１条の２第２項各号（３号を除く。）の規定に該当しない者であること。

（６） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（７） 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に該当する事実があった後３年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（８） 令和８年１１月１日時点で鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されていて、「業種　２５０７　福祉・介護サービス　９９その他」又は「業種　２５１０　その他事務事業　９９その他」に登録されていること。

（９） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(10) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(11) 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。

(12) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税を滞納していない者であること。

(13) プライバシーマーク及びＩＳＯ２７００１の認証を取得している者であること。

４　参加申込み

（１）　提出書類

ア　公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第１）

イ　指定市町村事務受託法人の認可（写し）

ウ　納税証明書等

直近２か年分の納税証明書の原本（滞納がないことの証明書でも可）

（ア）　国税

ａ　法人税又は所得税

ｂ　消費税及び地方消費税

（イ）　市町村税

ａ　法人市町村税又は市町村民税

ｂ　固定資産税

（ウ）　課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）

エ　認証取得等

（ア）　品質マネジメントシステムＩＳＯ２７００１の登録証（写し）

（イ）　プライバシーマーク登録証（写し）

（２）　提出期限

令和８年１１月３０日（月）１７時まで（必着）

（３）　提出先

第６項のとおり

５　手続の詳細、選定方法等

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務に係る受託候補者募集要項のとおり

６　担当

〒５１３―０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

電話　０５９―３６９―３２０３

ＦＡＸ　０５９－３６９―３２０２

電子メール　skkaigo@mecha.ne.jp